

(附) 2 全国高体連ソフトテニス専門部表彰規定

(昭和44年8月1日改正) (平成4年4月1日改称)

(平成24年4月1日財団法人から公益財団法人へ改称)

- 第1条 高等学校ソフトテニス専門部の奨励発展のため、特に功労のあったもの及び優秀な成績を収めて他の模範となるものを、委員会の承認を得て表彰する。
- 第2条 表彰はつぎのものについて行う。
- (1) 全国大会入賞者
 - (2) 全国大会団体選手権連続出場校
 - (3) 連続優勝者並びに連続優勝校
 - (4) 本部に対する功労者
 - (5) 本部創設記念事業としての表彰
- 第3条 表彰されるものには表彰状を贈る。
- 第4条 表彰は原則として全国大会において行う。
- 第5条 表彰は各都道府県委員又は本部役員が推薦したものを常任委員会で審議し、委員会で承認したものについて行う。

(附) 3 表彰規程施行細則

(平成3年8月1日改正) (平成4年4月1日改称) (平成27年3月27日一部追加修正)

(平成28年3月27日第4条改定)

- 第1条 全国大会入賞者に対しては個人・団体とも男女各5位まで、全国高体連会長賞を授与する。
- 第2条 全国大会団体選手権連続出場校に対しては下記の連続出場毎に表彰状を贈る。
3年・5年・7年以上は毎年。ただし、10年以上は5年毎に表彰額を贈る。
- 第3条 連続優勝者に対しては下記の年数毎に表彰額を贈る。
- | | |
|----|--------------|
| 個人 | 2年 |
| 団体 | 3年・5年・7年・10年 |
- 第4条 本部に対する功労者の表彰は退任等の適当な時を選び、委員会の承認を得て、表彰をする。
- 1) 部長・副部長・常任委員・幹事は退任時に感謝状額を贈る。
 - 2) 各都道府県委員長は退任時に通算6年以上は感謝状、通算10年以上は感謝状額を贈る。
- 第5条 本部創設記念事業としての表彰は10周年・15周年等(以下5年毎)に次のものの表彰を行う。ただし、(1)でやむを得ない場合以外はすでに表彰された者は除く。
- (1) 各都道府県優秀校 男女1校
 - (2) 各都道府県における永年勤続役員(10年以上勤続)
 - (3) 部長・副部長・各都道府県委員長としての永年勤続者(10年以上勤続者)
 - (4) 全国大会開催等に関する功労者
 - (5) 記念行事としての表彰に関する細部はその都度委員会において決める。

第6条 表彰は委員会の承認を得て行うが、緊急止むを得ないものについては書状によって賛否を問ひ、過半数の賛成を得た場合は委員会の承認にかえることができる。

(附) 4 慶弔に関する申し合わせ

全国高等学校体育連盟ソフトテニス専門部

本専門部の慶弔に関しては次の通り行う。

- 1 本専門部の現旧正副部長に祝意を表す必要が生じた場合は、部長は常任委員会の議を経て執行する。ただし、緊急を要する場合は部長の判断により執行した後、常任委員会に報告し了解を求めることとする。
- 2 本専門部の現旧役員の外で本専門部に功労があった者に対して慶弔等の必要が生じた場合は、部長の判断により執行した後、常任委員会に報告し了解を求めることとする。
- 3 本専門部の現旧役員に対する慶弔は、次表の基準により行う。

区 分		本 人 死 亡		家 族 (配 偶 者 ・ 父 母) 死 亡	
		花 輪	弔 慰 金	花 輪	弔 慰 金
現 役 員	正 副 部 長	1 基	30,000円	1 基	10,000円
	常 任 委 員	1 基	20,000円	配偶者 1 基	———
	委 員	1 基	10,000円	配偶者 1 基	———
	幹 事	1 基	20,000円	配偶者 1 基	———
旧 役 員	正 副 部 長	1 基	20,000円	———	———
	常 任 委 員	———	10,000円	———	———